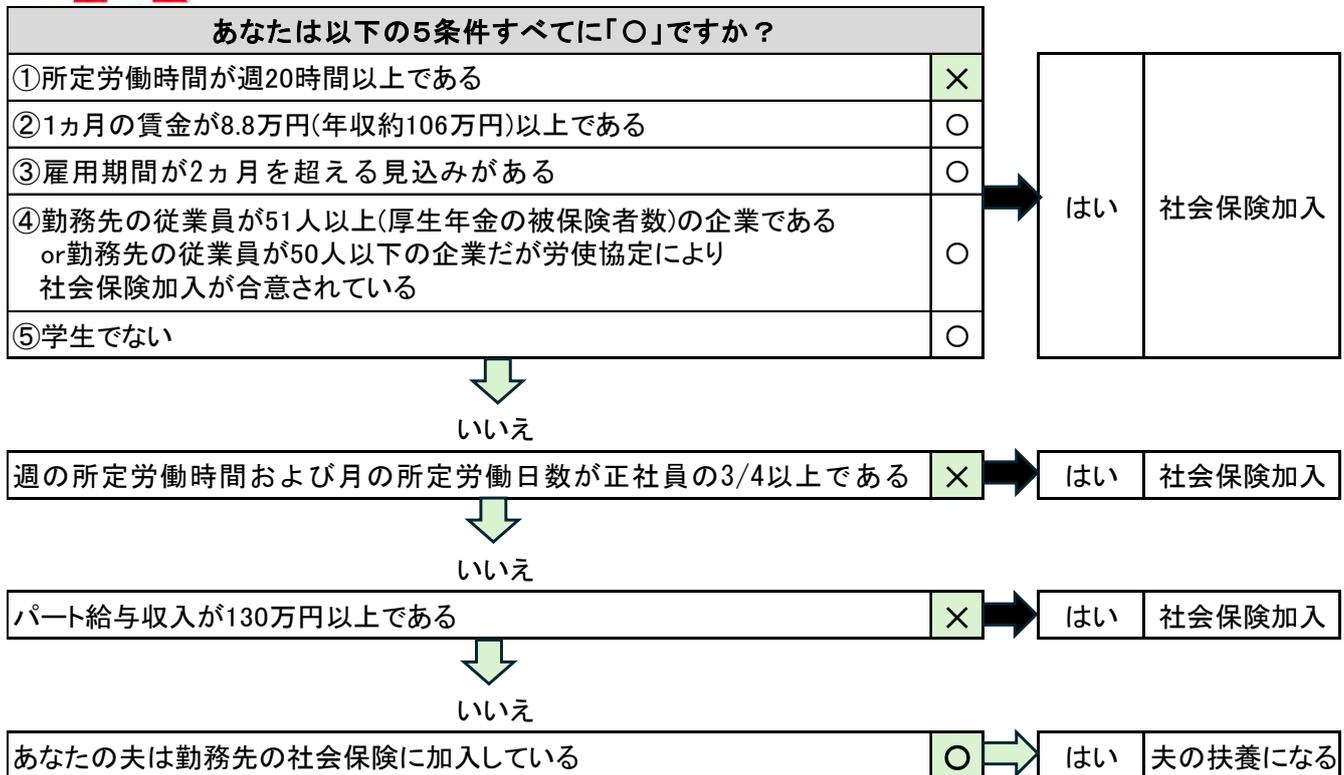


私はパートで働いている主婦です。年齢は35歳です。

- ・私のパート給与年収は129万円です／1週間の労働時間は20時間未満です。
 - ・主人はサラリーマン(年収480万円)で勤務先の社会保険(健康保険・厚生年金)に加入しています。
- この場合に私は社会保険(健康保険・厚生年金)への加入義務が生じますか？



以下の図で確認して見ましょう。



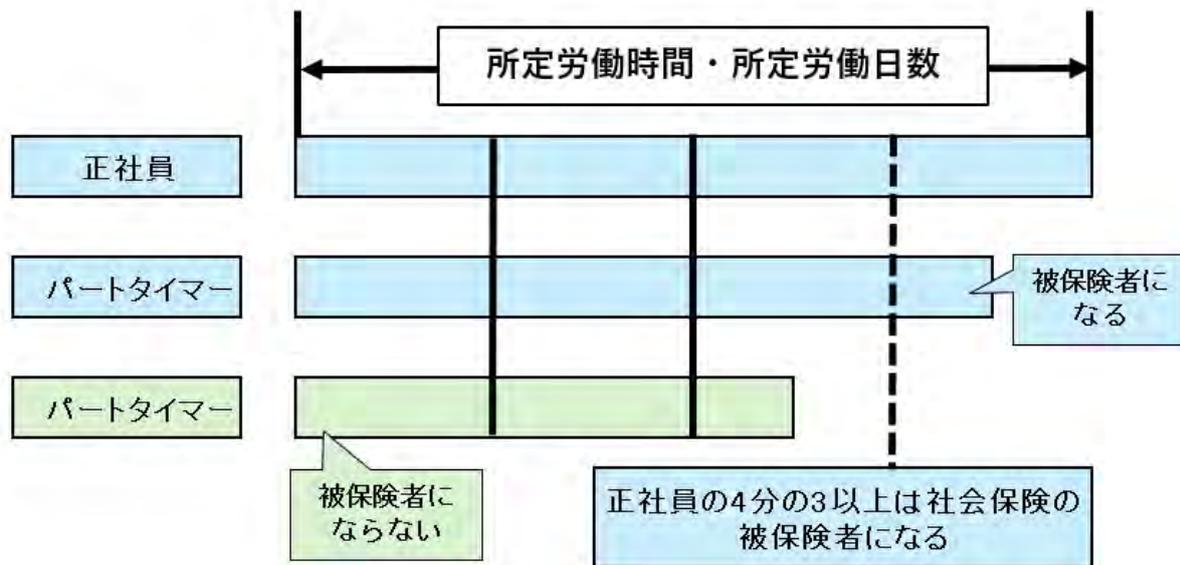
- ・最初の5条件のうち①に適してないので「いいえ」です。
- ・二段目の所定労働時間(※注次頁で説明)も適してないので「いいえ」です。
- ・三段目のパート給与年収は130万円以上ではないのでこれも「いいえ」です。
- ・四段目のあなたの夫は勤務先で社会保険に加入しているから「はい」です。
- ・あなたは夫の扶養になります。
- ・従って、あなたは国民年金の第3号被保険者、健康保険は夫の健康保険の扶養になります。
- ・パート給与年収が106万円以上130万円未満の場合は労働時間を正社員の3/4未満にします。
- ・そうすれば、社会保険加入義務はないです。夫の扶養になります。社会保険料は払いません。

※注：週の所定労働時間および月の所定労働日数が正社員の3/4以上であるとは

例えば、勤務先の正社員の1週間の所定労働時間が40時間で週休2日の会社の場合は、1週間の勤務を30時間以上、月16日以上ということになります。

あなたは「1週間の労働時間は20時間未満」ですから3/4以上ではありません。

従って、前頁の二段目は「いいえ」となります。



- ・あなたは夫の扶養になります社会保険(厚生年金保険料・健康保険保険料)を払いません。
- ・年金は第3号被保険者なので年金保険料は払いません。
- ・第3号被保険者は国民年金なので老後に受取る年金額は厚生年金より少ないです。
- ・健康保険は夫の扶養なので「傷病手当金」「出産手当金」はありません。
- ・社会保険料はパート収入から引かれないので所得は増えます。
- ・次頁にパート給与年収129万円。

社会保険料引かれない、引かれたた場合の所得を比較します。

扶養の範囲内で働いている場合には労働時間(週3/4未満)、収入の上限(130万円未満)があります。扶養から外れるとフルタイムの勤務が可能となり、キャリアアップとして経験を積める場合も少なくありません。老後の安心にもつながります。あなたは今の所得と将来の所得。

どちらを選びますか？ それが130万円の壁のテーマです。

1. 年収130万円未満の手取り額(社会保険は夫の扶養の場合)。

給与年収1,290,000円(月額107,500円)

給与所得控除550,000円

給与所得740,000円

厚生年金保険料	0円
健康保険料	0円
雇用保険料	7,740円

基礎控除480,000円

課税所得252,200円

所得税12,600円

手取り額 1,269,660

①給与収入1,290,000円から給与所得控除550,000円を引きます。

給与所得は740,000円になります。

②給与所得740,000円から雇用保険料7,740円と基礎控除480,000円を引きます。

課税所得は252,200円になります。

③所得税は12,600円になります。

奥さんの給与収入1,290,000円から引かれるのは「雇用保険料」だけです。

手取り額は**1,269,660円**になります(住民税は引いていません)。

但し、給与年収が130万円未満の場合に週の所定労働時間および月の所定労働日数も正社員の3/4未満なら夫の社会保険の扶養に入れます。国民年金第3号被保険者となり、保険料を自分で支払う必要はありません。パート勤務先にあなたの労働時間を確認してください。

2. 年収130万円未満の手取り額(夫の扶養から外れ社会保険加入の場合)。

給与年収1,290,000円(月額107,500円)

給与所得控除550,000円

給与所得740,000円

厚生年金保険料	120,780円
健康保険料	65,868円
雇用保険料	7,740円

基礎控除480,000円

課税所得65,600円

所得税3,200円

手取り額 1,092,412円

①給与収入1,290,000円から給与所得控除550,000円を引きます。

給与所得は740,000円になります。

②給与所得740,000円から厚生年金保険料120,780円、健康保険料65,868円、雇用保険料7,740円と基礎控除480,000円を引きます。課税所得は65,600円になります。

③所得税は3,200円になります。

手取り額は**1,092,412円**になります(住民税は引いていません)。

手取り額は夫の扶養の場合より約17万円減りますが生涯の老後に備えて保障が充実します。

年収103万円、130万円未満で夫の扶養になった場合の手取比較

給与年収	1,030,000	→	増えた給与年収 260,000	←	1,290,000	給与年収
厚生年金保険料	0				0	厚生年金保険料
健康保険料	0				0	健康保険料
雇用保険料	6,180				7,740	雇用保険料
所得税	0				12,600	所得税
手取り額	1,023,820	→	増えた手取り額 245,840	←	1,269,660	手取り額

・103万円、129万円も夫の扶養は、手取り額が245,840円増えます。

年収103万円、130万円未満で夫の扶養から外れた場合の手取比較

給与年収	1,030,000	→	増えた給与年収 260,000	←	1,290,000	給与年収
厚生年金保険料	0				120,780	厚生年金保険料
健康保険料	0				65,868	健康保険料
雇用保険料	6,180				7,740	雇用保険料
所得税	0				3,200	所得税
手取り額	1,023,820	→	増えた手取り額 68,592	←	1,092,412	手取り額

・103万円は夫の扶養は、129万円は夫の扶養から外れた場合。手取り額は68,592円増えます。

夫の扶養or夫の扶養から外れる、どちらを選びますか？

次号は150万円の壁について